

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞実施要綱

(目的)

第1条 犯罪のない安全で安心な地域づくり（以下「安全で安心な地域づくり」という。）に関する自主的な活動や先駆的な取組等を行い、他の模範となる顕著な功績があった個人・団体・事業者に対し、その活動を表彰するとともに、これを広く道民に紹介することにより、道内各地で取り組まれている様々な自主防犯活動を奨励し、安全で安心な地域づくりに関する道民の意識の高揚と、積極的な防犯活動の促進を図ることを目的とする。

(表彰根拠)

第2条 北海道表彰規則（平成10年3月31日北海道規則第31号）第2条第3号に基づく賞状による表彰とする。

(賞の名称)

第3条 賞の名称は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞（以下「本賞」という。）とする。

(賞の規程)

第4条 安全で安心な地域づくりに関し、地域の特性を生かした活発な自主防犯活動又は先駆的な取組等を行い、その活動が道民等の自主的活動に影響を与えるなど、特に優れた活動を行った個人・団体及び事業者を賞するものとする。

2 賞は4件以内とし、受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。

3 受賞は1回限りとする。

(対象者)

第5条 本賞の対象は、北海道に在住、または、道内を拠点として、安全で安心な地域づくりに関する活動等を行っている個人・団体及び事業者とする。

(対象となる活動)

第6条 本賞の受賞対象となる安全で安心な地域づくりに関する活動は、おおむね次のようなものとする。

(1) 犯罪の防止のための自主的な活動や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他の犯罪の防止のために必要な活動で、他の地域における活動に影響を与えたり、住民等がその活動に参加したり、共感を感じたりするなどの波及性が明らかであること。

(2) 地域の特性を生かした活発な活動であったり、先駆的であったり、創意工夫あふれる活動であること。

(3) これまでの活動実績とともに、今後さらに活動が広がり、地域における自主的防犯活動をより一層発展させることができると期待できる活動であること。

(候補の選定)

第7条 候補の選定は推薦によることとする。

2 推薦者は、市町村長、総合振興局長、振興局長、警察署長、教育局長及び北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議構成団体の長とし、知事に推薦調書を提出することとする。

(受賞者の決定)

第8条 本賞の受賞者は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞懇談会（以下「懇談会」という。）における意見を踏まえ、知事が決定する。

2 懇談会構成員は、有識者等の中から別途出席依頼する者とする。

(庶務)

第9条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年(2005年)10月14日から施行する。

この要綱は、平成18年(2006年)6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年(2016年)5月30日から施行する。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞推薦要領

1 趣旨

この要領は、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づく候補の選定に係る推薦に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 推薦対象の活動

推薦対象の活動は、実施要綱第6条に定める活動について、次に掲げる事項に関して特に優れた活動とする。

（1）継続性

おおむね3年以上の活動実績があり、現在も継続されている活動であるもの。なお、一時的な活動は原則、対象外とする。

（2）波及性

住民等が共感や誇りを感じ、意欲的に参加する活動や、他地域の活動へ影響を与えた活動など、活動の波及性が認められるもの。

（3）地域性

地域の習慣、地域環境、地域の犯罪発生状況など、地域の特性を踏まえた活動であるとともに、地域に根ざした活動として地域のまちづくり形成にも結びついているもの。

（4）独創性

住民等の参加など関して創意工夫があるものや、先駆的な活動など、独創的で特色のあるもの。

（5）発展性

今後の活動の広がりや、地域における自主的防犯活動をより一層発展させることが期待されるもの。

3 推薦調書の提出

（1）実施要綱第7条第2項の推薦調書（以下「調書」という。）は、別紙様式（個人用）及び別紙様式（団体・事業者用）とし、活動報告書や広報誌掲載記事などの活動実績やその功績を確認できる資料を添付して、別に定める期日までに提出するものとする。

（2）調書は、当該年度の7月1日現在の情報に基づき作成するものとする。

（3）推薦者のうち、警察署長及び教育局長の調書については、それぞれ道警察本部及び北海道教育庁が取りまとめて提出するものとする。

附則

この要領は、平成17年（2005年）10月14日から施行する。

この要領は、平成18年（2006年）6月1日から施行する。

この要領は、平成22年（2010年）4月1日から施行する。

この要領は、平成23年（2011年）6月1日から施行する。

この要領は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

この要領は、平成28年（2016年）5月30日から施行する。

この要領は、令和3年（2021年）6月15日から施行する。（全面改正）